

一般社団法人愛媛県軟式野球連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、一般社団法人愛媛県軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）と称する。全日本軟式野球連盟愛媛県支部とも称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を愛媛県松山市道後今市6番18号に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本連盟は、愛媛県内のアマチュアスポーツを正しく指導普及し、健全な発展を図るとともに、軟式野球を通して体力の向上とスポーツマンシップをかん養することを目的とする。

(組織)

第4条 本連盟は、愛媛県内に支部を置くことができる。

2 会員組織は次のとおりとする。

(1) 普通会員 規定の分担金並びに登録料を納入した支部及び登録チーム
(一般・少年・学童)

(2) 特別会員 本連盟の主旨に賛同するもの

3 支部に関する取り決め事項は別に定める。

(加盟)

第5条 本連盟へ加入しようとするものは、別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(事業)

第6条 本連盟は、その目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 軟式野球大会の主催及び後援

(2) 公益財団法人全日本軟式野球連盟が主催及び後援する各種大会への参加

(3) 軟式野球の普及発展に関する指導及び調査研究

(4) 少年野球の振興に関する事業

(5) 審判講習会、研修会の開催及び派遣

(6) その他本連盟の目的達成に必要と認める事業

(使命)

第7条 本連盟は、公益財団法人愛媛県スポーツ協会（以下「協会」と言う。）に加盟する団体の一員として、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取り組みを自主的・自律的に行う。

(1) 協会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。

(2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。

- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (4) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

(ガバナンス)

第8条 本連盟は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ庁において策定されたスポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）の適合状況について毎年1回評議会で説明するとともに、その状況を協会に報告する。

2 本連盟は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する協会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役員等関係者は、協会の倫理規程第3条「基本的責務」及び第4条「遵守事項」に定める事項の遵守に努めること。

第2章 役員

(役員構成)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1人
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 理事 3人以上30人以内
- (8) 評議員 15人以内
- (9) 監事 2人以内

2 前号に定める以外に、顧問及び参与を置くことができる。

(役員選任)

第10条 本連盟の役員選任方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は評議員会において推挙し、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 2 理事長、副理事長、事務局長、常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事は総会の決議により次に掲げる者の中から選任する。
 - (1) 各支部、審判部会、学童部会、少年部会、強化部会より、それぞれ1人を限度として選出された者

(2) 評議員会において推挙された者

(3) 総会において推挙された者

4 評議員は次に掲げる者とする。

(1) 各支部、審判部会、学童部会、少年部会、強化部会より、それぞれ1人を限度として選出された者

(2) 評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱した者

5 監事は、評議員会において推挙し、総会の決議によって選任する。

6 顧問、参与は理事会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 本連盟の役員の仕事は次のとおりとする。

1 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その仕事を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会を代表して理事会の決議に基づき会務を執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

5 常任理事は、常任理事会を組織し、緊急を要する事項を掌握し、次の理事会に報告承認を得ることとする。

6 理事は、理事会を組織し、本連盟の運営にあたる。

7 評議員は、評議員会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

8 監事は、本連盟の財務を監査する。

9 顧問及び参与は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じ、会議へ出席して意見を述べることができる。

10 公益財団法人全日本軟式野球連盟評議員その他、上部機関への推薦役員については、本連盟の理事会において決定する。

(役員と任期)

第12条 本連盟の役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合は直ちに補充選任し、その任期は前任者の残任期間とする。また、増員により選任された役員（監事を除く。）の任期は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

第3章 会議

(会議の名称)

第13条 本連盟の会議は次のとおりとし、総会については総社員の議決権の過半数を有する社員の出席、他の会議については議決に加わることができる者の過半数の出席により成立する。

(1) 社員総会（以下「総会」という。）

(2) 理事会

(3) 常任理事会

(4) 評議員会

(5) 公認審判員資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）

(6) 愛媛県軟式野球連盟審判部会（以下「審判部会」という。）

(7) 愛媛県軟式野球連盟学童部会 (以下「学童部会」という。)

(8) 愛媛県軟式野球連盟少年部会 (以下「少年部会」という。)

(9) 愛媛県軟式野球連盟強化部会 (以下「強化部会」という。)

(総会)

第14条 総会は、社員をもって組織し、毎年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「法人法」という。) に規定する事項及び定款で定めた事項を決議する。

(評議員会)

第15条 評議員会は、第9条の役員をもって組織し、毎年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 評議員会は、次の事項を審議し、必要に応じて総会又は理事会に議決を委任する。

(1) 規約の改正

(2) 事業計画及び予算に関する事項

(3) 事業報告及び収支決算に関する事項

(4) 役員の推挙及び選出

(5) 総会又は理事会で決議すべき事項の決定

(6) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会)

第16条 理事会は、理事をもって組織し、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、法人法に規定する事項及び評議員会から委任を受けた事項を議決する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常任理事をもって組織し、必要に応じて会長が招集する。

2 本連盟の緊急を要する重要事項を審議し、その処理にあたる。その場合は理事会で報告する。

(資格審査委員会)

第18条 資格審査委員会は「公認審判員資格審査委員会規約」に基づき、必要に応じて委員長が招集する。

2 資格審査委員会に関する事項は、理事会で定める。

(審判部会)

第19条 審判部会は「愛媛県軟式野球連盟審判部会規約」に基づき、必要に応じて審判部長が招集し、議長となる。

2 審判部会に関する事項は、理事会に報告し承認を得ることとする。

(学童部会)

第20条 学童部会は「愛媛県軟式野球連盟学童部会規約」に基づき、必要に応じて学童部長が招集し、議長となる。

(少年部会)

第21条 少年部会は「愛媛県軟式野球連盟少年部会規約」に基づき、必要に応じて少年部長が招集し、議長となる。

(強化部会)

第22条 強化部会は「愛媛県軟式野球連盟強化部会規約」に基づき、必要に応じて強化部長が召集し、議長となる。

(議事の運営)

第23条 評議員会、理事会及び常任理事会の議決は会長が主宰し、出席者の過半数をもって決する。評議員会の議決が可否同数のときは会長の決するところによる。

第4章 会 計

(会 計)

第24条 本連盟の会計は次のとおりとする。

- (1) 支部納付金
- (2) 公益財団法人全日本軟式野球連盟助成金
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) 事業収入及び、その他の収入

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

(予算と決算)

第26条 本連盟の予算は、評議員会の審議を経ることを要し、決算は監事の監査を経たうえで定時総会の承認を受けるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第27条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長の他に必要な職員を置くことができる。なお、その場合は理事会の承認を受けるものとする。
- 3 事務局に関する事項は別に定める。

附 則 この規約は令和5年2月25日から施行する。
従前の規約は、この規約施行の日に廃止する。